

西日本工業大学学則

最終改正 平成 27 年 4 月 1 日

第 1 章 目的

(目的)

第 1 条 西日本工業大学（以下「本学」という。）は、工業に関する専門の学術と一般の学芸とを教授研究し、かつ、人格の育成と陶冶を図り、もって文化の向上に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第 1 条の 2 前条の目的及び社会的使命を達成し、本学の教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

第 2 章 組織

(学部、学科及び入学定員)

第 2 条 本学に次の学部及び学科を置く。

工学部

総合システム工学科

デザイン学部

建築学科

情報デザイン学科

2 前項の学科の入学定員、3 年次編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	3 年次編入学定員	収容定員
工学部	総合システム工学科	2 4 0 名	6 名	9 7 2 名
デザイン学部	建 築 学 科	7 5 名	2 名	3 0 4 名
	情報デザイン学科	7 5 名	5 名	3 1 0 名

(学部、学科の教育研究上の目的)

第 2 条の 2 学部及び学科における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 工学部

本学の建学の理念に基づき、工学に関する理論及び技術を教授研究し、科学技術の発展や持続可能な社会形成に寄与し、幅広い教養と専門性を修得した人材を養成することを目的とする。

総合システム工学科

本学の建学の理念、学部の目的に基づき、総合システム工学（機械、機械設計工学、電気電子、情報システム、環境建設）に関する理論及び技術を教授研究し、持続可能な社会形成に寄与し、高度な専門性を修得した人材を養成することを目的とする。

(2) デザイン学部

本学の建学の理念に基づき、デザインに関する理論及び技術を教授研究し、科学技術の発展や健康で明るい社会形成に寄与し、幅広い教養と専門性を修得した人材を養成することを目的とする。

建築学科

本学の建学の理念、学部の目的に基づき、建築に関する理論及び技術を教授研究し、良好な社会環境・人間環境の形成に寄与し、幅広い教養と専門性を修得した人材を養成することを目的とする。

情報デザイン学科

本学の建学の理念、学部目的に基づき、情報デザインに関する理論及び技術を教授研究し、良好な社会環境・人間環境の創造に寄与し、幅広い教養と専門性を修得した人材を養成することを目的とする。

(学部、学科の人材養成に関する目的)

第2条の3 学部及び学科における人材養成に関する目的は、次のとおりとする。

(1) 工学部

工学に関する理論的及び技術的知識と情報技術能力、実務的技術能力を修得した、幅広い教養を備えた人間性豊かな専門性に富む人材を養成する。

総合システム工学科

総合システム工学（機械、機械設計工学、電気電子、情報システム、環境建設）に関する理論的及び技術的知識と情報技術能力、実務的技術能力を修得し、幅広い視野を持つ総合性を備えた人間性豊かな高度専門職業人を養成する。

(2) デザイン学部

豊かな人間性と幅広い教養を備え、デザインに関する理論及び技術的知識と情報技術能力、実務的技術能力を修得した専門性に富む人材を養成する。

建築学科

建築に関する理論的及び技術的知識と情報技術能力、実務的技術能力を修得し、幅広い教養を備えた人間性豊かな専門性に富む人材を養成する。

情報デザイン学科

豊かな人間性と幅広い教養を備え、情報デザインに関する理論的及び技術的知識と情報技術能力、実務的技術能力を修得した専門性に富む人材を養成する。

(大学院)

第2条の4 本学に大学院を置く。

2 大学院に関し、必要な事項は別に定める。

第3章 附属・附設機関

(附属図書館)

第3条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し、必要な事項は別に定める。

(附属教育研究施設)

第4条 本学に附属教育研究施設として、情報科学センター、研究センター、総合実験実習センター、教職教養センター、国際教育センター及び地域連携センターを置く。

2 情報科学センターに関し、必要な事項は別に定める。

3 研究センターに関し、必要な事項は別に定める。

4 総合実験実習センターに関し、必要な事項は別に定める。

5 教職教養センターに関し、必要な事項は別に定める。

6 国際教育センターに関し、必要な事項は別に定める。

7 地域連携センターに関し、必要な事項は別に定める。

(総合体育館)

第5条 本学に総合体育館を置く。

2 総合体育館に関し、必要な事項は別に定める。

第4章 職員組織

(職員組織)

第6条 本学に次の職員を置く。

- (1) 学 長
- (2) 教 授
- (3) 准 教 授
- (4) 講 師

- (5) 助 教
- (6) 助 手
- (7) 事務職員
- (8) 技術職員
- (9) その他必要な職員

2 必要に応じ副学長を置くことができる。

(事務組織)

第7条 事務組織に関し、必要な事項は別に定める。

第5章 教授会等

(学務研究協議会等)

第8条 本学に、全学的な教育研究に関する事項を審議するため、以下の審議機関を置く。

(1) 学務研究協議会（以下、「会議」という。）

(2) 人事委員会

2 組織及び運営については、別に定める学務研究協議会規則及び人事委員会規則による。

3 会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 大学及び大学院の運営に関する事項

(2) 教育事業計画に関する事項

(3) 教育課程の編成に関する方針に係る事項

(4) 学生の入学、卒業その他学生の在籍に関する方針及び学位授与に関する方針に係る事項

(5) 学則その他重要な規則の制定及び改廃に関する事項

(6) 学生の賞罰に関する事項

(7) 学長の諮問に関する事項

(8) その他必要な事項

(教授会)

第8条の2 本学に、次の各号に掲げる教授会を置く。

(1) 全学教授会

(2) 工学部教授会

(3) デザイン学部教授会

2 教授会は、専任の教授及び准教授をもって構成する。ただし、必要に応じてその他職員を加えることができる。

3 教授会の運営については、別に定める教授会規則による。

(教授会の審議事項)

第8条の3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学に関する事項

(2) 学生の卒業に関する事項

(3) 学位の授与に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 第1項の各号に規定する審議については、次の教授会にて行うものとする。

(1) 第1項第1号に規定する事項 全学教授会

(2) 第1項第2号に規定する事項 工学部教授会及びデザイン学部教授会

(3) 第1項第3号に規定する事項 工学部教授会及びデザイン学部教授会

(4) 第1項第4号に規定する事項 全学教授会並びに工学部教授会及びデザイン学部教授会

第6章 学年、学期及び休業日

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第10条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 必要がある場合には、学長は、前項に定める学期の開始日及び終了日を変更することができる。

3 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 開学記念日（5月29日）

(4) 春期休業日

(5) 夏期休業日

(6) 冬期休業日

2 前項第4号から第6号の休業日については、学長が別に定める。

3 必要がある場合は、学長は、本条第1項の休業日を臨時に変更することができる。

4 本条第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第7章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第12条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第13条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第20条第1項、第21条第1項及び第22条第1項の規定により入学した学生は、第20条第3項、第21条第2項及び第22条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第8章 入学、転科、休学、復学、退学及び除籍

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第15条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして、認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学検定に合格した者を含む。）

(8) 大学において、個別の入学審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第16条 本学に入学を志願する者は、入学志願書・調査書に、所定の入学検定料と写真を添えて、指定

の期日までに願い出なければならない。

2 入学検定料は、別表2のとおりとする。ただし、特別に認められた場合は、その一部を免除することがある。

3 納付済の入学検定料は、理由の如何にかかわらず返還しない。

(入学者の選考)

第17条 前条の入学者志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可者の手続)

第18条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受け、入学をしようとする者は、所定の期日までに、入学金その他の納付金を添えて保証人連署の誓約書(本学所定の様式)を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 入学を許可された者は、本学在学中、修学及び課外活動についてこの学則によるほか、別に定める履修に関する規程及び学生規程に従わなければならない。

4 入学許可者の保証人は、父母又は近親者で独立の生計を営む成年者でなければならない。

5 保証人が死亡するか、又はこれを変更する必要があるときは、新保証人として連署して新誓約書を提出しなければならない。

6 保証人は、その学生の在学中にかかわる事柄について責任を負うものとする。

(社会人・外国人留学生)

第19条 社会人及び外国の国籍を有する者で、本学に入学を志願する者があるときは、特別の選考のうえ、入学を許可することがある。

2 外国人留学生の入学については、別にこれを定める。

3 帰国子女の入学等については、本条の前2項の規定を準用する。

4 社会人入学生の入学については、別にこれを定める。

(転入学)

第20条 他大学の学生で、本学の2年次以上に転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、入学を許可することがある。

2 転入学の時期は学年の始めとし、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学年数については、教授会の議を経て学長が決定する。ただし、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めとすることができる。

3 転入学の選考等については、第16条、第17条、第18条及び第19条の規定を準用する。

(編入学)

第21条 次の各号の一に該当する者で、本学に編入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可する。ただし、2年次及び4年次の編入学については欠員のある場合に限る。

(1) 大学を卒業した者、または1年以上在学した者

(2) 短期大学を卒業した者、または1年以上在学した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者

(5) その他前各号と同等以上の学力があると認めた者

2 編入学の選考等については、第16条、第17条、第18条、第19条ないし第20条第3項の規定を準用する。

(再入学)

第22条 病気その他やむを得ない事由により、本学を退学した者で同一学科に再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、審査のうえ、入学を許可することがある。

2 再入学の時期等については、第20条第3項の規定を準用する。

(転科)

第22条の2 本学学生で転科を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、転科を許可することがある。

2 その他転科に関する必要な事項は、別にこれを定める。

(転学)

第22条の3 本学学生で他の大学への入学又は転学を希望する者は、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(休学)

第23条 病気その他やむを得ない事由により、3ヵ月以上修学することができないときは、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学を希望する者は、その事由を詳記(病気の場合は医師の診断書を添付する。)し、保証人連署のうえ、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

3 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

4 休学中の授業料その他諸納入金は徴収しない。

(休学期間)

第24条 休学期間は、引き続き1年、通算2年を超えることができない。ただし、特別の場合は、通算3年まで認めることがある。

2 休学期間は、第13条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第25条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第26条 病気その他やむを得ない理由により、退学しようとするときは、その理由を詳記(病気の場合は医師の診断書を添付する。)し、保証人連署のうえ、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(除籍)

第27条 次の各号の一に該当する者は、学務研究協議会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 授業料その他納付金の滞納が長期にわたる者
- (2) 第13条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第24条に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり所在不明の者

第9章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第28条 本学の教育課程は、別表1に掲げる「教育課程表」のとおりとする。

(授業科目の編成及び履修方法等)

第29条 教育課程における授業科目は、教養教育科目、学部共通科目、専門教育科目及び教職科目とに区分し、各授業科目は、これを必修科目、選択必修科目及び選択科目に分けて体系的に各年次・学期に配列して編成するものとする。

2 各授業科目の授業は、原則として15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、この期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

3 履修方法等その他必要な事項については、履修に関する規程として別にこれを定める。

(単位の算出基準)

第30条 各授業科目の単位算出基準は、45時間の学修を必要とする内容の構成をもって1単位とすることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 本学が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前各号に規定する基準を

考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

- (4) 前各号の規定にかかわらず、卒業研究及び学外実習に係る授業科目については、学修の成果を評価して単位数を定めるものとする。

(単位の認定)

第31条 単位の認定は、科目担当教員が試験、論文又は平常の履修状況によってこれを行う。

- 2 授業科目の成績判定は、原則として試験によって行う。ただし、演習、実験、実習、実技及び卒業研究などの授業科目については、平常の成績あるいは学修の成果を評価して行うことができる。
- 3 成績の評価は、優・良・可・不可の4種の標語をもって表し、優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第32条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 本学は、学生が前項の規定により履修した授業科目について、修得した単位が60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学において修得した単位についても適用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第32条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学省が定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、当該単位を本学において修得したものと認定することができる。

- 2 前項の規定による単位の認定は、第32条第2項及び前条により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で行うものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第32条の3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前の大学又は短期大学における学修を本学における授業科目の履修とみなし、当該単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を本学において修得したものと認定することができる。

- 2 前項により修得したものとみなす単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、当該大学において修得した単位以外のものについては、第32条第2項及び前条第2項により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で行うものとする。

(単位の決定)

第32条の4 第32条第3項、第32条の2及び前条の規定により、本学において修得したものとみなす単位の認定については、教授会の議を経て学長がこれを決定する。

第33条 単位の認定は、別に定める履修に関する規程に従って履修した科目でなければこれを受けることができない。

第34条 単位の認定は、学費を完納した者でなければこれを受けることができない。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第35条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所定の単位を修得しなければならない。

- 2 本学の学科において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学 科	教員の免許状の種類(免許教科)	
工 学 部	総合システム工学科	高等学校1種免許状	工業
		中学校1種免許状	数学
		高等学校1種免許状	数学
		高等学校1種免許状	情報

デザイン学部	建築学科	高等学校1種免許状	工業
	情報デザイン学科	高等学校1種免許状	情報

3 前項の教育職員免許状を取得するための教育課程は、別表1に掲げるとおりとし、履修方法等その他必要な事項については、教職課程規程として別にこれを定める。

第10章 卒業及び学位の授与

(卒業)

第36条 本学に4年（第20条第1項、第21条第1項及び第22条第1項の規定により入学した者については、それぞれ定められた在学すべき年数）以上在学し、第29条第3項で定める履修に関する規程に基づいて履修し、合計124単位以上修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

(卒業証書及び学位の授与)

第37条 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授け、学士（工学）の学位を授与する。

第11章 賞罰

(表彰)

第38条 優秀な学業成績又は模範となる行為のあった学生は表彰する。

2 表彰に関する規程は、別にこれを定める。

(懲戒)

第39条 学生が、本学の諸規則及び諸指示を守らないときは、学務研究協議会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第12章 厚生施設

(学生寮)

第40条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規則は、別に定める。

第13章 研究生、科目等履修生、委託生及び特別課程の履修生

(研究生)

第41条 本学において、特定の専門事項について研究することを願い出る者がいるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(入学資格者)

第42条 研究生として入学を志願することのできる者は、大学を卒業した者またはこれと同等以上の学力を有すると認められる者とする。

(入学の出願手続)

第43条 研究生として入学を志願する者は、所定の入学願書に次の各号に掲げる書類及び選考料を添え、指定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 健康診断書
- (3) 最終出身学校の成績証明書
- (4) 志願者が就職中の者であるときは勤務先の所属長の承諾書
- (5) 志願者が外国の国籍を有する者であるときは、日本語能力証明書及び在留カード等の身分を証明

できるもの

2 前項の入学願書には、指導教員についての希望を記載することができる。

(入学の時期)

第44条 研究生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、教育研究上支障がないときは、入学の時期を後学期の初めとすることができる。

(在学期間)

第45条 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、引き続き在学を希望する者に対しては、さらに在学期間を延長することができる。

(講義・実験等への出席)

第46条 研究生は、指導教員及び授業科目担当教員の承諾を得て、講義、実験及び演習等に出席することができる。

(研究報告書)

第47条 研究生は、在学期間の終了時に研究事項を記載した報告書を提出しなければならない。

(入学金及び研究料)

第48条 研究生は、別に定める入学金及び研究料を納付しなければならない。ただし、前年度に引き続き研究生となる者に対しては、入学金を免除する。

(科目等履修生)

第49条 本学において、特定の一又は複数の授業科目の履修を願い出る者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。

(入学の時期)

第50条 科目等履修生の入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格者)

第51条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学を卒業した者
- (2) 高等学校卒業程度以上の学力があると認められる者
- (3) 単位互換協定に基づき受講する者
- (4) 前各号に掲げられる者のほか、高大連携に基づく高校生の入学を認めることがある。

(入学の出願手続)

第52条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の入学願書に次の各号に掲げる書類及び選考料を添え、指定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 健康診断書
- (3) 最終出身学校の成績証明書
- (4) 志願者が就職中の者であるときは、勤務先の所属長の承諾書
- (5) 志願者が外国の国籍を有する者であるときは、日本語能力証明書及び在留カード等の身分を証明できるもの

(入学者の選考及び入学許可)

第53条 前条の志願者及び第41条における研究生の志願者については、選考のうえ、学長が入学を許可することがある。

(在学期間)

第54条 科目等履修生の在学期間は、入学の際に履修を許可された科目の授業が終了する学期末までとする

(試験等)

第55条 科目等履修生は、履修した科目につき試験を受けることができる。

2 試験に合格した者については、所定の単位を授与し、願いにより単位取得証明書を交付する。

(入学金及び履修料)

第56条 科目等履修生は、別に定める入学金及び履修料を納付しなければならない。ただし、前学期に

引き続き科目等履修生となる者に対しては、入学金を免除する。

(委託生)

第57条 官公庁その他の団体（以下「委託者」という。）が履修する科目を定めて委託生を願い出た場合には、選考のうえ、委託生として入学を許可することがある。

(在学期間)

第58条 委託生の在学期間は、1年以内とする。ただし、引き続き在学を希望する者に対しては、さらに在学期間を延長することができる。

(授業料諸費用)

第59条 委託生の授業料諸費用は、委託者から徴収する。ただし、前年度に引き続き委託生となる者の委託者に対しては、入学金を免除する。

(入学時期)

第60条 委託生の入学時期は、学年の始めとする。

(試験等)

第61条 委託生は、履修した科目につき試験を受けることができる。

2 試験に合格した者については、所定の単位を授与し、願いにより単位取得証明書を交付する。

(特別課程の履修生)

第61条の2 本学は、文部科学大臣の定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 本学の学生が前項に規定する特別の課程を履修することが教育上有益であると認めるときは、当該課程を履修させることができる。

3 第1項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(学則の準用)

第62条 特別の規定がない限り、本学則のうち、第11条、第27条、第39条及び第64条の規定は、研究生、科目等履修生、委託生及び特別課程の履修生に準用する。

第14章 学費

(学 費)

第63条 学生は、授業料その他の学費を納入しなければならない。ただし、特別に認められた場合は、その一部を免除することがある。

2 入学金、授業料及び教育充実費の額は、別表2のとおりとする。

3 納入方法その他の取扱いについては、別にこれを定める。

(既納の入学金等)

第64条 納入済の入学金、授業料その他の学費は、返還しない。ただし、特別に認められた場合は、その一部を返還することがある。

第15章 社会貢献

(社会貢献)

第65条 本学は、教育基本法及び学校教育法に定めるところによる社会貢献に資するため、次の各号に掲げる事項を推進する。

- (1) 地域社会及び自治体との連携
- (2) 産業界等との連携
- (3) 国内外の教育研究機関等との連携及び国際交流
- (4) 公開講座等地域社会に対する学習機会の提供

第16章 特別奨学生

(特別奨学生等)

第66条 人物、学力共に優秀な学生に対しては、選考のうえ、特別奨学生として授業料の減免又は奨学金を支給する。適用を受ける奨学生は、次のとおりとする。

- (1) 特別奨学生選抜入学試験を受けて採用された者については、特別奨学生として適用する。
- (2) 在学中の学業成績によって選考された者は、学業奨励生として適用する。

- 2 スポーツ技能が特に優れ、人物及び修学態度が良好で、本学の課外活動の振興に著しく寄与すると判断される学生に対しては、選考のうえ、スポーツ特別奨学生として、授業料の減免又は奨学金を支給する。
- 3 人物、学力共に優秀な学生で、経済的理由により就学困難な学生に対しては、奨学生として授業料の減免又は奨学金を支給する。
- 4 特別奨学生（学業奨励生を含む）、スポーツ特別奨学生及び奨学生制度に関する必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

- 1 本学則は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本学則は、昭和 44 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 3 本学則は、昭和 45 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 4 本学則は、昭和 46 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 5 本学則は、昭和 47 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 6 本学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 7 本学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 8 本学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 9 本学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 10 本学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 11 本学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 12 本学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 13 本学則は、平成 2 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 14 本学則は、平成 3 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 15 この学則は、平成 3 年 10 月 24 日に改正施行する。
- 16 この学則は、平成 3 年 11 月 21 日に改正施行する。
- 17 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から改正施行する。ただし、第 2 条の規定にかかわらず、機械工学科・電気工学科・建築学科については、平成 4 年度から平成 11 年度までの間の入学定員を次のとおりとする。

学 科	入学定員
機械工学科	130名
電気工学科	140名
建 築 学 科	110名

- 18 この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から改正施行する。ただし、平成 4 年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第 28 条、第 29 条、第 30 条及び第 36 条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 19 この学則は、平成 5 年 12 月 1 日から改正施行する。
- 20 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 21 この学則は、平成 6 年 5 月 27 日から改正施行する。
- 22 この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 23 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 24 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 25 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から改正施行する。ただし、平成 10 年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第 66 条の適用については、なお従前の例による。
- 26 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 27 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から改正施行する。ただし、第 2 条の規定にかかわらず、機械工学科、電気工学科及び建築学科については、平成 12 年度から平成 15 年度までの間、各年度の入学定員を次のとおりとする。

入 学 定 員				
年度 学科	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
機械工学科	124名	118名	112名	106名
電気工学科	134名	128名	122名	116名
建 築 学 科	108名	106名	104名	102名

- 28 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から改正施行する。ただし、平成 11 年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第 66 条の適用については、なお従前の例による。

- 29 この学則は、平成13年4月1日から改正施行する。ただし、平成12年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第28条、第29条、第30条及び第36条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 30 この学則は、平成14年4月1日から改正施行する。ただし、平成12年度以前に入学した学生に対する学則第35条第2項の適用は、なお従前の例によるものとする。
- 31 この学則は、平成15年4月1日から改正施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず、機械工学科・電気工学科・土木工学科については、平成15年3月31日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。
- 32 この学則は、平成16年4月1日から改正施行する。ただし、平成15年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第29条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 33 この学則は、平成17年4月1日から改正施行する。
- 34 この学則は、平成17年12月22日から改正施行する。
- 35 この学則は、平成18年4月1日から改正施行する。ただし、平成17年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第28条、第29条及び第35条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 36 この学則は、平成19年4月1日から改正施行する。
- 37 この学則は、平成20年4月1日から改正施行する。
- 38 この学則は、平成21年4月1日から改正施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず、機械システム工学科・電気電子情報工学科・環境建設学科については、平成21年3月31日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。
- 39 この学則は、平成23年4月1日から改正施行する。
- 40 この学則は、平成22年12月27日から改正施行する。
- 41 この学則は、平成24年4月1日から改正施行する。
- 42 この学則は、平成25年4月1日から改正施行する。
- 43 この学則は、平成25年4月25日から改正施行する。
- 44 この学則は、平成25年7月25日から改正施行する。
- 45 この学則は、平成25年9月26日から改正施行する。
- 46 この学則は、平成25年10月24日から改正施行する。
- 47 この学則は、平成26年4月1日から改正施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず、デジタルエンジニアリング学科については、平成26年3月31日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。
- 48 この学則は、平成27年4月1日から改正施行する。ただし、平成26年度以前に入学した学生に対する学則第28条、第29条及び第36条の規定の適用については、なお従前の例によるものとする。

別表1 省略

別表2

入 学 検 定 料 ・ 学 費

① 入学検定料 30,000 円				
② 学 費				
学費種別 入学年度	入 学 金	授 業 料	教育充実費	合 計
1 年次	200,000 円	840,000 円	330,000 円	1,370,000 円
2 年次		840,000 円	330,000 円	1,170,000 円
3 年次		840,000 円	330,000 円	1,170,000 円
4 年次		840,000 円	330,000 円	1,170,000 円
備 考				
1 大学入試センター試験を利用し、本学の入学試験を受ける場合の入学検定料は、 ①の入学検定料の2分の1の額とする。				
2 本学の学費はスライド制を適用しているので、経済動向等を勘案し必要に応じて 改定を行うものとする。				
3 修業年限を超えて在籍した場合は、当該年度4年次の納入金を徴収する。				